

## 県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業参加事業者の公募開始について

県では、平成24年7月からスタートする新たな固定価格買取制度を積極的に活用し、太陽光発電の公共施設への導入を促進するため、全国に先駆けて県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業を実施することとし、参加する事業者を公募することにしたのでお知らせします。

この取組は、「屋根貸し」による太陽光発電事業を「新たなビジネスモデル」として神奈川から全国に発信するとともに、地元の施工業者等の参加による地域経済の活性化と県有施設の有効利用を目的としています。

### 1 県と事業者の役割分担

#### ◎ 神奈川県

##### ① 「屋根貸し」対象施設の提示

スケールメリットを考慮し、1棟の屋根の面積が1,000㎡以上の県有施設の中から、建物の耐震性や屋根の構造等をチェックし、「屋根貸し」に適すると思われる施設を抽出し、対象施設として提示します。

##### ② 県有施設の使用許可

太陽光発電設備を設置する事業者が、固定価格買取制度の買取期間を通じて発電事業を実施できるように、20年間の屋根の使用を許可します。

##### ③ 県有施設の移譲等に伴う対応

使用を許可した期間中に、当該県有施設を市町村に移譲する場合や民間に売却する場合などは、「屋根貸し」の継続を条件として移譲等を行うこととします。

#### ◎ 事業者

##### ① 太陽光発電設備の設置と発電事業の実施

県が提示した「屋根貸し」対象施設の中から、太陽光発電事業の採算性が確保できると見込まれる施設を選定し、太陽光発電設備を設置して発電事業を行います。なお、設置工事については、県内中小企業者の受注機会の確保に努めていただきます。

##### ② 使用料の納付等

発電した電気は、新たな固定価格買取制度を活用し、全量を電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））に売却して電力供給の拡大に寄与するとともに、屋根の使用料を納付します。なお、使用料は最低額を年額で1㎡当たり100円とし、これ以上の使用料の提案を募ります。

##### ③ 発電量や事業収支状況の報告

「新たなビジネスモデル」の有用性を検証するため、設置した太陽光発電設備による発電量や事業収支の状況等を県に報告していただきます。

### 2 「屋根貸し」対象施設

20施設、25棟、延べ屋根面積:32,286㎡

別表「「屋根貸し」対象施設一覧表」のとおりです。

### 3 事業者の提案項目

太陽光発電設備を設置する県有施設、太陽光発電設備の仕様、設置工事の工法及び工期、施工業者、電気を売却する電気事業者、使用料、資金調達計画及び事業収支見込み、県有施設の運営にメリットがある太陽光発電設備の活用（例：災害発生時の非常用電源としての活用）など

### 4 スケジュール

公募期間 平成24年6月7日（木曜日）～平成24年6月27日（水曜日）  
事業者説明会 平成24年6月12日（火曜日）  
選考結果公表 平成24年7月10日（火曜日）（予定）

#### ○事業者説明会

日時 平成24年6月12日（火曜日）20時00分～21時00分  
場所 横浜市中区日本大通1  
神奈川県庁 本庁舎3階 大会議場  
※事前の参加申込は不要です。

### 5 公募要領

次の神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課のホームページからダウンロードできます。

(URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0521/>)

#### 問い合わせ先

神奈川県環境農政局新エネルギー・温暖化対策部  
太陽光発電推進課

課長 山口 電話 045-210-4101  
グループリーダー 佐藤 電話 045-210-4076

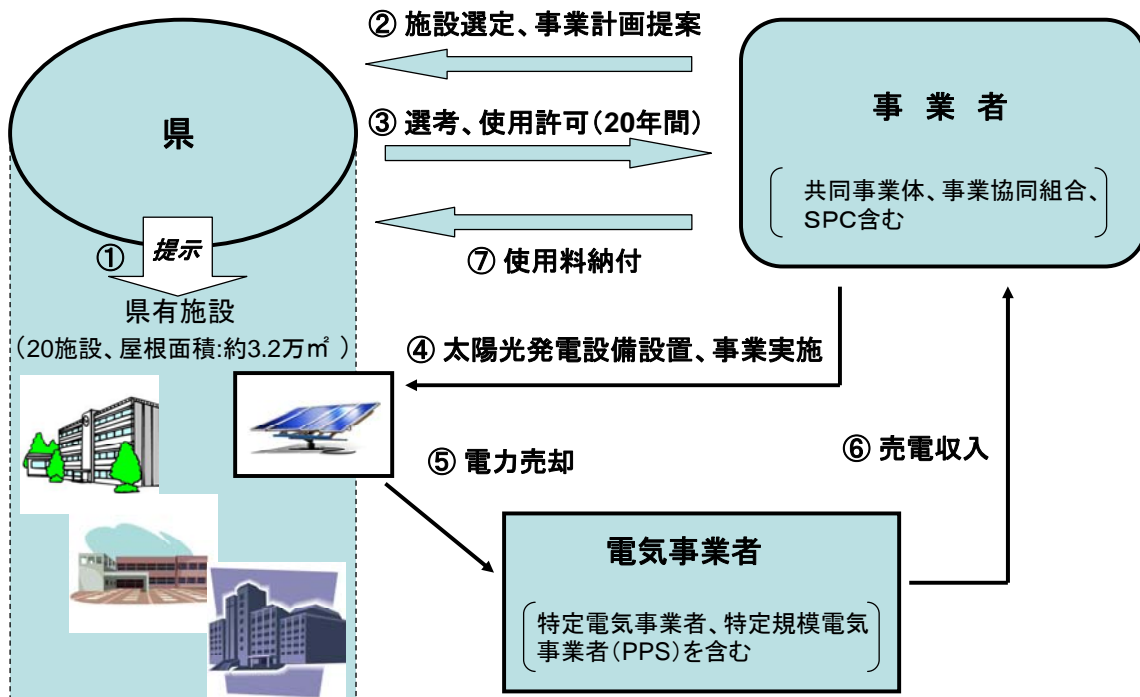
## 別表

## 「屋根貸し」対象施設一覧

施設棟	施設名	所在地	建設年度	建物名	屋根面積 (㎡)	建物 構造	屋根構造	屋根素材	防水処理
1	水産技術センター内水面試験場	〒252-0135 相模原市緑区大島3657	1995	量産技術試験棟	1,210.00	S-1	寄棟屋根	断熱サンドバネル フッ素樹脂銅板	ルーフィング防水
2	総合療育相談センター	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	1996	本館	1,760.00	RC-3	陸屋根 一部天窓有	コンクリート	アスファルト防水
3	愛名やまゆり園	〒243-0038 厚木市愛名1000	1985	居住棟1	1,107.00	RC-1	陸屋根	コンクリート	シート防水
4	愛名やまゆり園	〃	1985	居住棟2	1,211.00	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水
5	秦野精華園	〒257-0003 秦野市南矢名3-2-1	1990	管理棟	1,032.59	RC-1	陸屋根	コンクリート	シート防水
6	秦野精華園	〃	1990	更生居住棟	1,342.40	RC-2	陸屋根	コンクリート	シート防水
7	千丸台団地	〒240-0053 横浜市保土ヶ谷区新井町340外	1996	千丸台ハイツ6002	1,285.33	RC-9	勾配屋根	コンクリート	アスファルトシングル葺
8	千丸台団地	〃	1999	千丸台ハイツ6003	1,447.38	RC-8	勾配屋根	コンクリート	アスファルトシングル葺
9	永台高等学校	〒233-0016 横浜市港南区下永谷1-28-1	1987	校舎棟	1,300.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
10	金沢養護学校	〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-6-1	2008	西棟	1,220.00	RC-2	陸屋根及び 勾配屋根	コンクリート 断熱材厚25mm	アスファルト防水
11	金沢養護学校	〃	2008	東棟	1,070.00	RC-2	陸屋根及び 勾配屋根	コンクリート 断熱材厚25mm	アスファルト防水
12	岸根高等学校	〒222-0034 横浜市港北区岸根町370	1985	南棟	1,430.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
13	岸根高等学校	〃	1985	中央棟	1,260.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
14	石川高等学校	〒225-0004 横浜市青葉区元石川14116	1983	C棟	1,200.00	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水
15	舞岡高等学校	〒244-0814 横浜市戸塚区南舞岡3-36-1	1977	本館	1,600.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
16	横浜桜陽高等学校	〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町973	1981	B館	1,000.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
17	横浜栄高等学校	〒247-0013 横浜市栄区上郷町555	1984	東棟・南棟	1,000.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
18	横浜緑園総合高等学校	〒245-0003 横浜市泉区岡津町2667	1978	北棟	1,000.00	SRC-4	陸屋根	モルタル	シート防水
19	麻生高等学校	〒215-0006 川崎市麻生区金程3-4-1	1984	1・2号館	2,070.00	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水
20	橋本高等学校	〒252-0143 相模原市緑区橋本8-8-1	1978	北棟	1,000.00	RC-4	陸屋根	コンクリート	シート防水
21	厚木北高等学校	〒243-0203 厚木市下荻野886	1980	特別棟	1,300.00	RC-3	陸屋根	モルタル金ゴテ	シート防水 アスファルト防水
22	大原高等学校	〒254-0074 平塚市大原1-13	1983	管理・特別教室棟	1,320.00	RC-3	陸屋根及び 勾配屋根	コンクリート	シート防水
23	七里ガ浜高等学校	〒248-0025 鎌倉市七里ガ浜東2-3-1	1977	南棟	1,160.00	RC-3	陸屋根	コンクリート	シート防水
24	小田原高等学校	〒250-0045 小田原市城山13-26-1	2007	校舎棟	1,860.60	RC-4	陸屋根及び 勾配屋根	コンクリート	シート防水
25	大井高等学校	〒258-0017 足柄上郡大井町西大井984-1	1983	北棟	1,100.00	RC-3	陸屋根	コンクリート	ウレタン塗膜防水
					計	32,286㎡			

S：鉄骨 RC：鉄筋コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

## 1 県有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業のスキームと手続の流れ



## 2 神奈川県県有財産規則の一部改正

### 【改正の概要】

#### (1) 改正内容

太陽光発電設備を設置する場合に限り、庁舎その他の建物等を使用するときの目的外使用の許可の期間の特例を定めた。

#### (2) 施行日

平成24年6月1日

#### (3) 神奈川県県有財産規則の附則に次の項を加える。

附 則

1～8 略

(目的外使用の許可の期間の特例)

9 目的外使用の許可に係る許可権者は、申請者が太陽光発電設備（これと同時に設置する附属装置等を含む。）を設置するために庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地を使用するときは、第27条第1項の規定にかかわらず、施設財産部長と協議の上、25年を超えない範囲で当該許可の期間を定めることができる。

(参考) 第27条第1項

目的外使用の許可に係る許可権者は、当該許可をしようとする場合において、3年を超える使用期間の許可をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、5年を超えない範囲内で当該許可の期間を定めることができる。

- (1) 電柱、広告板類、標識柱類、配管類及びその附属設備を設置するために使用するとき。
- (2) 第25条第2号に該当する場合において電線路、管路、軌道等及びその附属設備を設置するために使用するとき。
- (3) その他特に理由があると施設財産部長が認めるとき。